

## 三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託仕様書

### 1 業務委託の目的

本業務委託は、三重県立こころの医療センター（以下、「こころの医療センター」という。）における経営状況の現状分析及び改善計画の策定、並びに施設を有効活用するための改修計画の策定等のため、こころの医療センターの経営コンサルティング支援業務を委託するものである。

### 2 委託業務名

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託

### 3 委託期間

平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

### 4 委託業務の内容等

#### (1) 業務内容

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務及びこれに付随する業務である次の①及び②の業務とします。

なお、業務の実施に当たっては、こころの医療センターの信頼と名誉を損なうことのないよう十分に留意してください。

#### ① 経営コンサルティング支援業務

ア 県立の精神病院としての役割や使命を理解し、県の医療施策及び病院の中期計画等と整合性の取れた提案とすること。

イ こころの医療センターの経営の現状と他病院（都道府県立の 200 床以上の精神単科病院及び近隣の精神病院等）との比較を入院収益・外来収益及びその他の収入・支出で行うとともに改善点を分析し、経営改善の提案を行う。

なお、提案内容は国の障害福祉政策の動向及び、こころの医療センターを含む医療圏や地域性を加味するとともに、中長期的なニーズの見込を含む提案とすること。

#### ウ 施設・設備の有効活用の提案（改修を含む）

現状の施設・設備の検討を行い経営改善に必要な中長期的な観点から、改修や改築を含んだ有効活用の提案を行う。

#### エ 各病棟機能の方向性

現状 7 病棟ある病棟の今後の方向性を検討し、病棟機能及び病棟数・病床数の最適な提案を行う。

#### オ 施設整備計画図の作成（各病棟平面図）

上記のアからウの提案に基づいて、施設整備計画を作成し各病棟の平面図の作成を行うこと。（改修・改築に必要な費用の概算も併せて行うこと）

#### カ 事業スケジュール（行程表）

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託事業のスケジュール表（行程表）及び経営改善計画のスケジュール表（行程表）の作成を行うこと。

#### キ 事業費概算額の算出

すべての提案・計画に関する事業費の概算額を各項目毎に算出すること。  
また、充当財源の検討及び企業債の償還計画も併せて行うこと。

#### ク 経営計画の概要（改修後の収支計画）

すべての提案・計画を行った場合の計画期間中のすべての年度毎の収支計画を作成すること。

#### ② 院内委員会との連携・調整

こころの医療センター内で開催される経営改善委員会（仮称）への参加（月1回程度）及び連携・調整を行うこと。

ア 多職種により設置予定である経営改善委員会に参加し、各委員からの要望・提案に対し助言を行い委員会の進行に協力すること。

イ 必要とされる場合には院内の最高意思決定機関である経営会議（拡大経営会議）に出席し進捗の報告を行うこと。

#### (2) 業務実施体制

委託業務の実施に当たっては業務実施責任者を置くこととします。

### 5 その他

両者が協議のうえ必要と認める事項はその都度協議を行うこととします。

### 6 個人情報保護

今回の委託業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとします。

なお、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第68条、第69条及び第72条に、委託を受けた事務に従事している者、若しくは従事していた者等に対する罰則を規定しているので十分に留意してください。

### 7 委託契約の締結に当たっての留意事項

#### (1) 監督及び検査

契約書において定めることとします。

#### (2) 委託契約の手續及び委託業務の実施において使用する言語・通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者（三重県病院事業庁長）は、今回の委託業務の受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

#### (4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ① 今回の委託業務の受託者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 三重県病院事業庁県立病院課に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより業務の遂行に影響が生じるおそれがある場合は、三重県病院事業庁県立病院課と協議を行うこと。
- ② 契約締結権者（三重県病院事業庁長）は、今回の委託業務の受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 8 その他

委託業務の契約に当たっては、企画提案コンペでの提案内容を基本としますが、三重県立こころの医療センターとの協議・調整の結果、当初の提案内容と一部異なることも想定されますので、その点をご理解をお願いします。